

令和3年第6回  
箕面市農業委員会総会会議録  
令和3年6月15日(火)

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和3年6月15日(火)  
午後1時30分から午後2時1分まで

2. 出席委員(13名)

|     |       |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 稲垣 恵一 | 2番  | 神代 繁近 | 3番  | 川上 加津子 |
| 4番  | 笹川 治久 | 6番  | 麻生 忠  | 10番 | 坂本 豊廣  |
| 11番 | 岡沢 聡  | 12番 | 尾崎 孝  | 14番 | 笹川 悦子  |
| 15番 | 中西 利一 | 18番 | 中井 啓二 | 21番 | 中井 博幸  |

3. 欠席委員

|     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 5番  | 長澤 昇  | 7番  | 中井 徳治 | 8番  | 牧野 弘  |
| 9番  | 岸本 信夫 | 13番 | 稲野 実  | 16番 | 中村 孝三 |
| 17番 | 長澤 均  | 19番 | 加藤 博一 | 20番 | 野口 康夫 |

4. 会議録署名委員 12番 尾崎 孝 14番 笹川 悦子

5. 出席事務局職員

事務局長 本田 敦、局長代理 佐治 功、グループ長 松本 雅治  
参事 竹内 亜衣、主任 辻岡 昌樹、美谷 一哉

6. 議事日程

第33号議案 農地法第4条の規定による許可の件  
第34号議案 農地法第4条の規定による許可の件  
第35号議案 農地法第5条の規定による賃貸借権設定許可の件  
第36号議案 農地法第5条の規定による賃貸借権設定許可の件  
第37号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積計画(一括方式)の作成の件  
第38号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積計画(一括方式)の作成の件  
第39号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積計画(一括方式)の作成の件  
報告第24号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)  
報告第25号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)  
報告第26号 農地等状況報告の件

令和3年第6回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から、令和3年第6回箕面市農業委員会総会を開会いたします。座らせていただいて、進行させていただきます。この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。

事務局 希望者はありません。

議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。

事務局 本日は、委員21名中、出席委員は12名、加えて、長澤昇委員、中井徳治委員、牧野委員、岸本委員、稲野委員、長澤均委員、加藤委員、及び野口委員の8名から委任状の提出がございます。なお、中村委員はご欠席でございます。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。

議長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし。)

議長 それでは、12番 尾崎委員さん、14番 笹川悦子委員さんをお願いします。

次に、日程第2、第33号議案及び日程第3、第34号議案、農地法第4条の規定による許可の件の2件につきましては、関連いたしますので、一括して議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第33号議案及び第34号議案、農地法第4条の規定による許可の件の2件につきまして、土地を一体的に利用されることから、一括してご説明申し上げます。それでは、第33号議案からご説明申し上げます。議案書1ページ、参考資料は1ページからでございます。

申請地は白島■■■■■、地目は、台帳田、現況畑、面積は■■■■平方メートルです。

申請人は、■■■■■、■■■■■氏、職業は■■■■■です。

転用目的は■■■■■、農地区分は第2種農地です。

なお、この農地区分についてですが、申請地が市街化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地となっています。

次に、第34号議案についてご説明申し上げます。議案書1ページ、参考資料は1ページからでございます。

申請地は白島■■■■■、地目は、台帳田、現況畑、面積は■■■■平方メートルです。

申請人は、■■■■■、■■■■■氏、職業は■■■■■です。転用目的は■■■■■、農地区分は第3種農地です。

なお、この農地区分についてですが、申請地が、水道管などが埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道にあり、半径500メートル以内に2つ以上の教育施設があることから第3種農地となっています。

以上、第33号議案及び第34号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中村委員さんがご欠席のため、事務局より調査内容の報告をお願いいたします。

事 務 局

第33号議案及び第34号議案につきまして、中村委員ご了解のうえ、調査内容について、報告書を代読いたします。

申請地の場所は、■■■■■、■■■■■を■■■■に約■■■■メートル進んだところの■■■■にある土地です。

申請者の■■■■■氏と■■■■■氏は、親子で■■■■■を営んでおり、事業拡大に伴い現在使用している資材置場が手狭になったため、申請地に資材置場と進入路を整備するものです。

周辺の状況ですが、[ ]は[ ]で、[ ]は[ ]  
[ ]になっており、雨水は水路に放流されます。

また、地域の水利組合と隣地農家の同意書を提出されており、  
周辺の農業経営に影響はないものと思われま

す。以上で、調査内容の報告を終わります。

それでは、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、一括して採決を行いたいと思いま  
す。

本件につきまして、問題ないものとして、許可することに決定  
したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。)

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決  
定いたします。

なお、本件については、大阪府農業会議に諮問し、意見をいた  
だいた後に、許可書を交付いたします。

次に日程第4、第35号議案及び日程第5、第36号議案、農  
地法第5条の規定による賃貸借権設定許可の件の2件についま  
しては、関連いたしますので、一括して議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました第35号議案及び第36号議案、農  
地法第5条の規定による賃貸借権設定許可の件の2件についま  
して、被設定人が同一で、土地を一体的に利用されることから、  
一括してご説明申し上げます。

それでは、第35号議案からご説明申し上げます。議案書1ペ  
ージ、参考資料3ページからでございます。

申請地は、下止々呂美[ ]、地目は、台帳・現況ともに  
田、面積は[ ]平方メートル、他2筆の合計3筆で、面積の合計  
は[ ]平方メートルです。

被設定人は、[ ]、[ ]

議 長  
議 長  
全 委 員  
議 長

事 務 局

■■■■■■■■■■氏、職業は■■■■■■■■■■です。

設定人は、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏、転用目的は■■■■■■■■■■、農地区分は第3種農地です。

なお、この農地区分についてですが、申請地からおおむね■■■■■■■■■■メートル以内に■■■■■■■■■■があることから、第3種農地となっています。

次に、第36号議案についてご説明申し上げます。議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。

申請地は、下止々呂美■■■■■■■■■■、地目は、台帳・現況ともに田、面積は■■■■■■■■■■平方メートルです。

被設定人は、先ほどの第35号議案と同じく■■■■■■■■■■氏です。

設定人は、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏で、転用目的と農地区分につきましては、第35号議案と同じです。

以上、第35号議案及び第36号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、尾崎委員さんに調査内容の報告をお願いします。

尾崎委員

第35号議案及び第36号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■■■■■■■から■■■■■■■■■■を■■■■■■■■■■に約■■■■■■■■■■メートル行ったところの■■■■■■■■■■側にある4筆の農地です。

被設定人の■■■■■■■■■■は、■■■■■■■■■■で請け負う公共工事のために必要な資材置場を近隣の市街化区域内で探されていましたが、適当な場所が見当たらなかったことから、市街化調整区域ではありますが、設定人の■■■■■■■■■■氏と■■■■■■■■■■氏から、申請地を借り受け、■■■■■■■■■■として使用されようとするものです。

周辺の状況は、■■■■■■■■■■側・■■■■■■■■■■側は■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■側は■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■側は■■■■■■■■■■となっています。

雨水は道路側溝に放流することから、周辺の農業経営に影響は

ないものと思われます。

議 長

以上で、調査内容の報告を終わります。

それでは、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきまして、一括して採決を行いたいと思います。

本件につきまして、問題ないものとして、許可することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員  
議 長

(異議なし。)

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

なお、本件については、大阪府農業会議に諮問し、意見をいただいた後に、許可書を交付いたします。

議 長

次に日程第6、第37号議案及び日程第7、第38号議案、日程第8、第39号議案、農地中間管理事業における農用地利用集積計画(一括方式)の作成の件の3件につきましては、貸し手が同一ですので、一括して議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第37号議案、第38号議案及び第39号議案、農地中間管理事業における農用地利用集積計画(一括方式)の作成の件の3件につきまして、貸し手が同一ですので一括してご説明申し上げます。

本件は、箕面市長より農地中間管理事業における農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の決定を求められたものです。

それでは、第37号議案からご説明いたします。議案書2ページ、参考資料5ページからでございます。

申請地は今宮1丁目 [REDACTED]、地目は、台帳・現況ともに田、面積は [REDACTED] 平方メートルです。

借り手は、[REDACTED]、[REDACTED]氏、農地中間管理機構は、大阪府中央区南本町2丁目1番8号、一般財団法人大阪府みどり公社理事長竹柴清二氏、貸し手は、[REDACTED]、[REDACTED]氏、他一名、設定する利用権の種類は使用貸借権で、農地中間管理権と一括して設定を行います。

権利の設定期間は令和3年7月1日から令和13年6月30日までです。

次に第38号議案につきまして、ご説明申し上げます。議案書2ページ、参考資料5ページからでございます。

申請地は今宮1丁目[REDACTED]、地目は、台帳・現況ともに田、面積は[REDACTED]平方メートルです。

借り手は、[REDACTED]、[REDACTED]氏です。

その他の項目につきましては、第37号議案と同一となっております。

次に第39号議案につきまして、ご説明申し上げます。議案書2ページ、参考資料5ページからでございます。

申請地は今宮1丁目[REDACTED]、地目は、台帳・現況ともに田、面積は[REDACTED]平方メートル、他1筆、合計2筆、面積の合計は[REDACTED]平方メートルです。

借り手は、[REDACTED]、[REDACTED]氏です。

こちらにつきましても、その他の項目は、第37号議案、第38号議案と同一となっております。

以上、第37号議案、第38号議案及び第39号議案のご説明といたします。

議長 本件につきまして、中西委員さんに調査内容の報告をお願いします。

中西委員 第37号議案から第39号議案につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

申請地の場所は、[ ]を[ ]に約[ ]メートル行ったところの[ ]側にある4筆の農地です。

貸し手は、[ ]氏、他一名で、借り手は、第37号議案は[ ]氏、第38号議案は[ ]氏、第39号議案は[ ]氏です。

それぞれ農地中間管理事業にもとづき、権利の設定を行うものです。

3人は、主に野菜を栽培されており、これまでも借りている農地をしっかりと耕作されていますので、問題なく耕作をされていくものと思います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているので問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 それでは、質疑ご意見をお受けいたします。

笹川治久委員 第37号議案と第39号議案について、それぞれ、農地の一部分を貸借されるとのことですが、現況が田ですので、田の一部を貸借することはできないのではないのでしょうか。

事務局 貸借する部分以外については、駐車場と畑になっております。畑については、別の方に貸しているため、それ以外の部分を今回貸借するものです。

笹川治久委員 土地全体の地目が田ということであれば、駐車場部分は転用手続きが必要ではないのでしょうか。転用はされていますか。

事務局 元々、自己の耕作で使用する車等を駐車するための駐車場とのことですので、転用は不要であるとの認識です。

笹川治久委員 わかりました。ありがとうございます。

議長 他に質疑等ございますでしょうか。

ないようでございますので、本件につきまして、一括して採決を行いたいと思います。

本件につきまして、問題ないものとして、原案どおり決定する



届出人の [ ] 氏が [ ] を整備されることから、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、 [ ] 側は [ ]、 [ ]、 [ ] 側は [ ] となっており、雨水は [ ] 側道路の側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思われま

す。以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第10、報告第25号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました、報告第25号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。議案書3ページ、参考資料は9ページからでございます。

届出地の所在は萱野4丁目 [ ]、地目は、台帳・現況ともに田、面積は [ ] 平方メートル、他2筆、合計3筆で面積の合計は [ ] 平方メートルです。

譲受人の住所は [ ]、氏名は [ ] [ ] 氏、職業は [ ] です。譲渡人の住所は [ ]、氏名は [ ] 氏、持ち分 [ ]、他1名、転用目的は [ ] となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和3年5月31日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第25号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、麻生委員さんに調査内容の報告をお願いします。

麻 生 委 員

報告第25号につきまして、調査内容をご報告いたします。届出地は、 [ ] の [ ] にある3筆の農地です。

譲渡人は[ ]氏、他1名で、譲受人の[ ]が[ ]として整備するため、所有権を移転するものです。

届出地の周辺につきましては、[ ]側は[ ]、[ ]は[ ]、[ ]側は[ ]となっており、雨水は[ ]の道路側溝へ放流されることから、転用による周囲の農業経営への影響はないものと思われま

す。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 それでは、ただいま報告のありました2件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、次に、日程第11、報告第26号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。事務局から連絡事項はございますか。

事務局 (次回の日程について連絡)

議長 これをもちまして令和3年第6回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時1分閉会)

上記は、令和3年第6回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議 長 船 垣 恵 一

署名委員 近 川 悦

署名委員 尾 崎 孝